

フロン法改正特集③ ～フロン類算定漏えい量報告書～

フロン類の漏えいが多い事業者については、その漏えい量について国に報告書（フロン類算定漏えい量等報告書）を提出しなければなりません。今回のニュースではどんな場合にどのように報告するのかについて、環境省・経済産業省発行の「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」（平成27年3月）（以下、「報告マニュアル」といいます）を基に解説いたします。

①フロン類算定漏えい量等報告書とは？

対象期間内に事業者全体で漏えい量が、CO2換算で1,000トン（以下「1000tCO2」と表記）以上あった場合（この時の事業者を「特定漏えい者」と言います）、報告をしなければなりません。報告は法人単位で行うので子会社等のグループ関係があったとしても法人別に報告をします。さらに、1つの事業所で1000tCO2以上の漏えいがあった場合（この時の事業所を「特定事業所」と言います）、この漏えい量についても併せて報告が必要となります。

誰が	フロン類漏えい量が年間1000tCO2以上ある事業者
誰に	事業者の事業を所管する省庁の窓口へ持参または送付すること。※提出先は、報告マニュアル Ⅲ-31参照 2つ以上事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口へ同一の報告書を持参または送付すること。 例）事業者が廃棄物処理業と運送業を行っている場合は、環境省と国土交通省へ報告書の提出が必要
いつ	算定対象期間：4月1日～翌年3月31日 毎年度7月末までに報告
提出書類	様式第1：フロン類算定漏えい量等について記入する様式（提出必須） 様式第2：様式第1で記入するフロン類算定漏えい量についてその増減の状況に関する情報を記入する様式（提出任意） ※記載内容の性質上、提出が望ましい（報告マニュアル Ⅲ-21参照）
提出方法	報告者は以下の方法から提出方法を選ぶこと ・書面による提出 ・磁気ディスク（CD等）による提出 ・電子申請による提出
罰則	報告を行わない、虚偽の報告を行った場合は10万円以下の過料が科せられる

②フロン類の種類ごとの漏えい量算定方法

$$\text{漏えい量} = (\text{充填量(kg)} - \text{整備時回収量(kg)}) \times \text{GWP} / 1000$$

※フロン類の種類ごとのGWP（地球温暖化数値）の値は、報告マニュアル II-24参照

【注意点】

- 本報告では整備時の充填量を算定対象としているため、最初の機器設置時に充填した冷媒量は加算しないこと（設置時の充填が不足していたとしてもその不足分の充填も整備時の充填量となるため、加算すること）
- 最後に充填した時から廃棄するまでの使用時に漏えいしたフロン類は整備時に充填・回収が行われないため、算定対象とはならない。
- 対象となるフロン類はCFC、HCFC、HFCである

③フロン類の充填量・整備時回収量の把握の仕方

フロン類充填回収業者は、その充填量、回収量を情報処理センター（※3）に登録するか、「充填回収証明書」を使用者に発行することにより第一種特定製品の使用者へ伝える義務があります。使用者は下記2種類の方法で、管理する第一種特定製品への充填量、回収量を把握します。

※3 情報処理センター：充填回収証明書等を電子データで管理することによって、使用者が漏えい量の計算を効率化・簡素化するために設置されたもの。利用の際は、第一種特定製品の使用者とフロン類充填回収業者の両方が登録をしなければなりません。

①情報処理センターを利用する場合

フロン類充填回収業者が登録した充填量、回収量は、情報処理センターから電子データとして使用者へ通知が届きます。その通知に充填量、回収量が記載されています。

②充填回収証明書を発行される場合

充填回収業者から発行される充填回収証明書に充填量、回収量が記載されています。右図は充填回収証明書の例（一般社団法人近畿冷凍空調工業会より転載）

フロン類充填・回収証明書	
交付年月日	平成27年5月15日
第一種特定製品の管理	氏名：〇〇株式会社 住所：大阪府大阪市〇〇区〇〇 電話番号：06-1234-5678
第一種特定製品の整備	氏名：〇〇株式会社 住所：大阪府大阪市〇〇区〇〇 電話番号：06-1234-5678
第一種フロン類充填回収業者	氏名：〇〇株式会社 住所：大阪府大阪市〇〇区〇〇 電話番号：06-1234-5678
フロン類の充填と回収	実施した理由：設備の保守・修理 実施した年月日：2015.5.30 回収した年月日：2015.5.25

④フロン類算定漏えい量等の報告書様式第1記入例

フロン類算定漏えい等の報告書様式第1記入例（報告マニュアルより転載）
緑枠で囲っている部分は法定記載事項です。

前年度におけるフロン類漏えい量（フロン類の種類ごと、都道府県ごと）

フロン類の種類	① R22	② R404A	③ R410A	④	⑤	合計	
特定漏えい者全体	362	200	1,176	300	836	400	2,374
都道府県別							
1. 東京都			784	200	418	200	1,602
2. 愛知県	362	200			209	100	871

特定事業所がある場合は、その名称、所在地、行っている事業、フロン類漏えい量（フロン類の種類ごと）

特定事業所の名称	特定事業所の所在地	事業コード	事業の名称
1. 東京店	東京都千代田区大手町〇-〇-〇	5 6 1 1	百貨店、総合スーパー

（別紙）【特定事業所単位】の報告

特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業
東京店	東京都千代田区大手町〇-〇-〇	百貨店、総合スーパー

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類の種類	① R404A	② R410A	④	⑤	合計
算定漏えい量 (tCO2)	588	418			1,006
整備時回収量 (kg)	150	200			

【質問コーナー】フロン類算定漏えい量が年間1000tCO2ってどれくらい？

フロン類算定漏えい量が年間1000tCO2というのは、どれくらいの規模の事業者で起こると想定していますか？

- 環境省によれば、点検等の管理を行わない場合、下記の事業者で年間1000tCO2の排出があると想定されています
- 総合スーパー等の大型小売店舗（延床面積10,000m²程度の店舗）6店舗以上設置している場合
- 食品スーパー（延床面積1,500m²程度の店舗）8店舗以上設置している場合
- コンビニエンスストア（延床面積200m²程度の店舗）80店舗以上設置している場合
- 飲食店（延床面積600m²程度）820店舗以上設置している場合
- 商業ビル（延床面積10,000m²程度のビル）28棟以上設置している場合
- 食品加工工場（延床面積300m²程度の工場）20か所以上設置している場合 等

※上記に該当しない場合、報告義務が無いということではありません。

今回は、「産業廃棄物の処理委託基準」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行：株式会社浜田
CSR担当 今井・涌嶋
TEL：072-686-3500